

学校いじめ防止基本方針



令和8年4月
四日市市立桜中学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていこうとする取組についてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

具体的ないじめの態様（文部科学省）は、次のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。また生徒自らがいじめを自分たちの問題として考えることができるよう支援します。

併せてキャリア教育を推進し、互いを認め合える人間関係や学校づくりに努めます。

（１） 「授業づくり」においては、

- ① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

「人権を大切にした、共に学ぶ授業」を行い、少人数授業・補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進します。

(2) 「集団づくり」においては、

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

日頃の学校生活において、学校のきまりや社会のルールを守り、学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図ります。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての生徒が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や各学年それぞれの行事において、すべての生徒が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人と関わる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む取組を行うとともに、生徒の主体的な活動を重要な取組として位置づけ、生徒会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

(1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用します。

① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図ります。

② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にします。

(2) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのないこどもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。

(3) 4月、11月を「いじめ防止啓発月間」とし、生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むため、いじめ防止啓発のぼり旗等による啓発を行います。

(4) 生徒会の啓発活動の一環として、又は美術科の授業の道徳的な教材として、「いじめ防止啓発ポスター」等の作成や、「あいさつ運動」を行うなど、全校で意識の高揚を図ります。

(5) 生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を活用します。

① いじめの等相談電話の充実

- ・いじめや体罰等に関する相談電話（教育委員会）
- ・いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）
- ・発達障害、不登校に関する相談電話（教育委員会）
- ・青少年とその家庭の悩み相談電話（こども未来部青少年育成室）
- ・人権に関する相談電話（人権センター）
- ・被害少年の悩み、問題行動等（北勢少年サポートセンター）
- ・児童虐待、不登校、養育等（北勢児童相談所）
- ・文部科学省24時間こどもSOSダイヤル（全国共通ダイヤル）

② SNS 相談アプリの活用

③ いじめ予防教育の実施

④ いじめ相談室の活用

⑤ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

⑥ スクールロイヤーの活用

3 いじめの早期発見

兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階から当該生徒や保護者との確なかわりを持ち、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

(1) 日常的な取り組み

- ① 教職員による日常的な生徒との対話や観察、スクールライフノート等による生徒の変化やサインに気づくための指導をします。
- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をします。
- ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行います。

(2) 生徒に、「いじめリスクアセスメント」を毎月実施し、いじめの予防や早期発見、組織的な対応を行います。

(3) 生徒に、「学級満足度調査（Ｑ－Ｕ調査）」を年２回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握します。

(4) 教育相談を実施します。

- ① 「いじめリスクアセスメント」「学級満足度調査（Ｑ－Ｕ調査）」を基にして、教職員が生徒一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、生徒の不安や心配事等の心の状況を把握します。
- ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。

(5) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。

- ① 生徒がいじめについての理解を深め、いじめをなくすためにどのような行動をとるべきかについて、外部講師を活用し、いじめ予防授業を行います。
- ② 教職員が「メディア・リテラシー」の研修会に積極的に参加します。
- ③ ＰＴＡ活動の一環として、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施します。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、原則としてその日のうちに「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応します。またいじめをうけた生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- (2) いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行います。いじめを行った生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、必要に応じて状況に応じた継続的な指導及び支援を行います。
- (3) 上記の対応について、教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力のもと、関係機関・専門機関と連携して取り組みます。スクールカウンセラー（臨床心理士等※以下 SC）・スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）・スクールロイヤー（SL）などの専門家と連携し、「チーム学校」として、組織的に対応します。
- (4) SC や SSW とともに、被害生徒の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害生徒のケアも行います。
- (5) 緊急な被害生徒の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼

します。

- (6) いじめが、暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた生徒を守ります。その際は、学校での適切な指導や支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察と相談して対応します。
- (7) いじめの解消要件について
 - ・いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している（少なくとも3か月）
 - ・いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し、面談等で確認する。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、各学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭です。なお、必要に応じて、SC、SSW、コミュニティスクール運営協議会代表にも委員会へ参加依頼をします。
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担います。
 - ③ いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割を担います。
 - ④ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」により、早期に解決を図ります。
 - ⑤ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、生徒及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ⑥ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
 - ⑦ 学校基本方針の策定や見直し、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割を担います。
- (2) 「生徒指導委員会」を行います。
 - ① 構成員は、管理職、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、各学年生徒指導担当、養護教諭です。状況に応じてSC、SSWも入ります。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎週協議します。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) PTA及びコミュニティスクール運営協議会と協働します。
- (2) 事案により、こども園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行います。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携します。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と生徒の役割

1 保護者の役割

保護者として、いじめの定義について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない心をはぐくむようお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについて悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など生徒を見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) 生徒がスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行ってください。

2 生徒の役割

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努めてください。
- (2) 自分だけでなく、周囲の人を尊重し、様々な場面で、具体的な態度や行動を現すことに努めてください。
- (3) 周囲にいじめの可能性があると感じたときは、当該の生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談するなど、いじめを許さない立場に立ち、行動してください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市西警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 桜駐在所

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所

- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども家庭センター
- (5) こども未来課 青少年育成室
- (6) 男女共同参画課
- (7) 市民生活課多文化共生推進室
- (8) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、日数が30日に満たなくても、生徒の状況等、個々のケースに応じて、重大事案が発生したものとして迅速に調査に着手することが必要である。